

社会福祉法人 よろこび 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標 1】

妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備。

<対策>

●令和 2 年 4 月～ 情報収集により課題、問題点等を抽出し、資料等作成し職員に周知させる。

●令和 2 年 8 月～ 相談窓口を設置する。

【目標 2】 育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

●令和 2 年 4 月～ 職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項を周知させる。

●令和 2 年 6 月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や、時間外労働・深夜労働の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働保険法に基づく産前産後休業などの制度を周知させる。